

成田市クーリングシェルター指定等マニュアル

1 このマニュアルでは、気候変動適応法に基づき、指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」といいます。)の指定等を行うに当たり、当該施設が満たすべき要件や考慮すべき事項、協定を締結するにあたっての手順などを説明します。

2 指定するクーリングシェルターの要件

クーリングシェルターの指定基準としては、以下の要件を満たす施設とします。

(1) 適当な冷房設備を有すること。

適切な冷房設備として、施設内の温度を概ね 28 度以下に保てることを想定します。

(2) 熱中症特別警戒情報(以下「熱中症特別警戒アラート」といいます。)が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放できること。

これは施設が閉鎖している日時において、開放を求めるものではありません。

開放するタイミングについての例として、ショッピングモールであれば営業日及び営業時間内、市庁舎であれば月～金の 8:30～17:15 等とすることを想定しています。

また、熱中症を予防するという制度の趣旨から、年齢などにかかわらず利用できる施設¹をクーリングシェルターに指定いたします。

(3) 住民その他の者が滞在のために供するべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。

これは常識的な範囲で解釈してかまいません。

基本として、その施設の利用者だけが占有すべきスペース(例として、ショッピングモール内のイートインスペースにある座席など)を除いて、一般のお客さんが利用できるスペースが十分にあればよいものとします。

(4) おおむね 5 名以上の方が利用できること。

基本として、指定するクーリングシェルターは、おおむね 5 名以上の方が利用できるものとします。指定したクーリングシェルターを公表しますので、熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、利用者が集まってくる可能性があり、あまりにも小さいと、いざというときあぶれてしまう方が想定されるためです。

なお、他市区町村によっては、休憩のための十分な数の椅子の設置を要件として定め

¹ 年齢などにより入場できる者が制限される施設(例:法令により 18 歳未満の者の入場が規制されるパチンコ店・ゲームセンター等)については、本市ではクーリングシェルターとして指定はいたしませんが、著しい暑熱が発生した際に熱中症を予防しようとする市民等を受け入れていただけるのであれば歓迎いたします。

ている場合がありますが、広くクーリングシェルターを募集する上で、多数の利用者が想定されるショッピングモールなどにそれに見合った数の椅子の設置などを求めることは現実的ではないものと考えられますので、成田市では椅子の数等を要件とはせず、協定書において努力すべき事項に掲げています。

3 指定の手順

クーリングシェルターの指定は、申出、審査、協定の締結、指定、公表の順で行います。

- (1) クーリングシェルターの指定を受けたい施設の管理者(以下「施設管理者」といいます。)は、クーリングシェルター指定申出書(別記第1号様式)により市長に申出をします。
- (2) 市長は申出のあった施設が要件を満たすかを審査します。
- (3) 市長と施設管理者は協定を締結します。

協定書は基本的にクーリングシェルターの指定に係る協定書(別記第2号様式)を使用します。ただし、個別の施設に応じて施設管理者と協議することとし、見直しが必要となる場合には、協議により決することとします。

- (4) 市長は当該施設をクーリングシェルターに指定します。

指定の際は、クーリングシェルター指定通知書(別記第3号様式)により、当該施設管理者に通知するものとします。

- (5) 市長は施設を指定するにあたり、次の事項を公表します。

- ①名称
- ②所在地
- ③施設の開放可能日、時間
- ④受け入れ可能人数(見込み)

公表の手段としては広報なりた(年1回)、ポスターの掲示、熱中症特別警戒アラートに係る防災メールへの掲載、市ホームページへの掲載など、工夫することで広く市民に伝わるような方法とします。

4 指定の期間、協定の変更等について

- (1) 指定の期間

協定の期間は、初年度が3月末日まで、それ以後、2月末までに施設管理者から指定辞退の申出がない場合、自動的に更新され、4月1日から1年間となります。

なお、年度途中であっても指定辞退をすることは可能です。

- (2) 協定の変更

協定の締結後にクーリングシェルターの状況等に変化があったときは、市と施設管理者が協議をして、協定書の内容を変更することとします。

(3) 指定の辞退

クーリングシェルターの指定を辞退しようとする場合、施設管理者は、クーリングシェルター指定辞退申出書(別記第4号様式)により辞退しようとする日の1か月前までに、市長へ辞退の申出をします。

(4) 指定したクーリングシェルターの調査

市長は、指定したクーリングシェルターが要件を満たしていることを確認するため、この目的の範囲内で施設管理者や従業員等に確認を求め、聞き取りを行うことができるものとします。

(5) 指定の取消し

市長は、(3)の施設管理者からの指定の辞退があった場合や、当該施設が要件を満たさなくなつた場合など、合理的な理由がある場合は、当該施設のクーリングシェルターの指定を取り消すことができることとします。

この場合、市長は、クーリングシェルター指定取消通知書(別記第5号様式)により、当該施設の管理者に通知するものとします。

5 クーリングシェルターへの市の協力

クーリングシェルターのマーク・ポスター等のデータの提供

熱中症予防に関する啓発資料等の配布

別記第1号様式

年 月 日

(あて先) 成田市長

所 在 地 成田市
申出者 施 設 名
管理者職氏名

クーリングシェルター指定申出書

下記施設について、クーリングシェルターの指定を受けたいので、成田市
クーリングシェルターの指定に係る実施要綱第4条の規定により、関係書類
を添えて申し出ます。

記

施設情報		記入欄
施設等の名称		
所在地	郵便番号	
	住所	
受け入れ可能 曜日及び時間	曜日	
	時間	
	その他事項	
受け入れ可能人数		

休息場所の概要	※休息場所の具体的な情報を記載してください。
施設までのアクセス	※「○○駅から徒歩○分」や「○○駅からバスで○分」など簡潔にご記入ください。
施設 Web ページ U R L	<u>http://</u>
法人名 (施設名と異なる場合)	
代表者名	
担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先 E メールアドレス	

添付書類

別記第2号様式

クーリングシェルターの指定に係る協定書

〇〇（以下「甲」という。）と成田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の定義によるものとする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

〇〇モール〇〇支店

（2）所在地

成田市〇〇〇〇

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は、別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（1）開放する曜日、時間帯

- (例)月曜日から火曜日、木曜日から日曜日の午前10時から午後7時
(2)開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
(例)200人

(施設の管理)

- 第6条 甲は、法令等で定めるクーリングシェルターの基準に適合するよう
に、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 2 甲は、次条第1項に規定する供用部分の開放を行う際に住民その他の者が
休憩できるよう、前条第2号に定める人数に応じ当該供用部分への椅子等の
設備を設置するよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲に対し対象施設の供用部分についてクーリングシェルターの基準
に適合しているか確認を求めることができるものとする。この場合において、
クーリングシェルターとして住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそ
れがあると認めるときは、乙は、甲に対し改善の申入れをすることができ
る。

(熱中症特別警戒アラートの発表時の対応)

- 第7条 甲は、熱中症特別警戒アラートの発表を知ったときは、当該熱中症特
別警戒情報の発表期間中、第5条第1号に定める開放可能日等において、対
象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 2 前項の規定による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る
対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じて乙に協力を求めるこ
とができる。

(熱中症特別警戒アラートの発表時以外の対応)

- 第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者
が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条第1号に定める開放可能日等
において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう
努めるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合に
おいて準用する。

(変更の協議)

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めることとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　(施設所在地)

(施設名称)

(施設管理者の職氏名)

乙　　千葉県成田市花崎町760番地

成田市

成田市長 小泉 一成

別記第3号様式

年　月　日

所 在 地 成田市

施 設 名

管理者職氏名

成田市長 小泉 一成

クーリングシェルター指定通知書

気候変動適応法第21条第1項の規定により、下記の施設をクーリングシェルターとして指定したので、通知します。

記

指定施設

別記第4号様式

クーリングシェルター指定辞退申出書

年　月　日

(あて先) 成田市長

所 在 地 成田市
協定締結者 施 設 名
管理者職氏名

年　月　日付け　　で指定されたクーリングシェルターについて、
指定を辞退したいので、成田市クーリングシェルターの指定に係る実施要綱第8条の規定により申し出ます。

記

1 施 設 名

2 指定を辞退する日　　年　月　日

3 指定を辞退する事由

別記第5号様式

年　　月　　日

所 在 地 成田市

施 設 名

管理 者 氏名

成田市長 小泉 一成

クーリングシェルター指定取消通知書

気候変動適応法第22条第1項・第2項の規定により、下記の施設に係るクーリングシェルターの指定を取り消したので、通知します。

記

対象となる施設

指 定 取 消 日 年 月 日

取 消 し の 理 由